

アルゼンチン

商標法

1980年12月26日法律No. 22,362

1981年2月1日施行

政令No. 27/2018 B.O. により2018年1月11日改正

目次

第I部 商標

第1章 商標の所有権

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第2章 登録の方式要件及び手続

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条 [廃止]

第20条

第21条

第22条

第3章 権利の消滅

第23条

第24条

第25条

第26条

第 II 部 名称

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 III 部 違法行為

第 1 章 罰すべき行為及び当該訴訟

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 2 章 予防措置

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 IV 部 本法施行当局

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 V 部 経過規定及び廃止規定

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 I 部 商標

第 1 章 商標の所有権

第 1 条

商品及びサービスを識別する商標として、次のものを登録することができる。1 又は複数の語であって意味を有し又は有していないもの。図形。記章。組合せ文字。彫版。刻印。証印。肖像。帯模様。若干の色彩の結合であって商品又はその包装，包装物若しくは容器上のある箇所を使用するもの。文字及び数字の結合。文字及び数字であって独自の意匠を備えるもの。広告スローガン，浮彫りであって識別性を備えるもの。及びその他識別性を備える諸々の標識。

第 2 条

次のものは，商標として認めず，登録もしない。

- (a) 名称，語及び標識であって識別すべき商品又はサービスの不可欠の又は慣習的な表示を構成するもの。商品又はサービスの性質，機能，品質その他の属性を記述する。
- (b) 名称，語，広告標識及びスローガンであって登録出願前に普通に使用されていたもの
- (c) 商品に加えた形状
- (d) 商品の自然若しくは固有の色彩又は商品に使用した単一色

第 3 条

次のものは，登録することができない。

- (a) 同一の商品又はサービスを識別するため先に登録され又は先に出願された商標と同一の商標
- (b) 同一の商品又はサービスを識別するため先に登録され又は先に出願された商標と類似の商標
- (c) 国内又は外国の原産地名称。原産地名称とは，国，地方，場所又は土地の名称であって，そこを出所とする商品の品質及び特徴が専らその地の環境に由来するところの当該商品を表示するのに役立つものをいう。特定の商品を指示するためある地域に言及する名称も原産地名称と認める。
- (d) 識別すべき商品又はサービスの性質，固有の属性，長所，品質，製造方法，目的，原産地，価格その他の特徴について誤認を生じさせる虞のある商標
- (e) 公序良俗に反する語，図形その他の標識
- (f) 国，地方自治体，宗教団体及び保健団体の使用し又は使用しようとする文字，語，名称，顕著な標識，象徴
- (g) 外国及びアルゼンチン政府の承認した国際機関により使用される文字，語，名称又は顕著な標識
- (h) 人の名称，雅号又は肖像であってその者又は第 4 親等を含むその相続人の同意を得ないもの
- (i) 商品を識別するための営業活動の名称であって名称及び法人名を含み，かつ，営業活動を記述するもの。もっとも識別性を備えるイニシャル，語その他の標識であって当該名称の

一部を構成するものは、商品又はサービスを識別するために登録することができる。

(j) 独自性を欠く広告スローガン

第4条

商標の所有権又はその排他的ライセンスは、商標の登録によって取得するものとする。出願人又は異議申立人は、商標の登録所有者となるため又は商標の登録若しくは使用に異議を申し立てる権利を行使するためには、正当な利害関係を有することを必須とする。

第5条

登録商標の存続期間は、10年とし、その登録商標が存続期間満了前5年以内に、商品の販売、サービスの提供において又は営業活動の名称の一部として使用される限り、10年ずつ無期限に更新することができる。

第6条

登録商標の譲渡は、工業所有権庁に登録したときは、第三者に対抗することができる。

第7条

事業体の譲渡又は売却は、これに反する規定がある場合を除くほか、当該商標の譲渡又は売却を含むものとする。

第8条

商標権における優先権は、出願の日時に従い与えられるものとする。ただし、アルゼンチン共和国の批准した国際条約の定を害することはない。

第9条

2以上の者により共同で商標を登録することができる。この登録所有者は、その商標についてライセンスを許諾し譲渡し及び存続期間を更新する上で共に行動するものとする。その各人は、ある商標の登録に異議を申し立て、その商標の保護につき本法に規定の訴訟を提起し、及びその商標の使用をすることができる。ただし、これに反する規定があるときは、この限りでない。

第2章 登録の方式要件及び手続

第10条

商標登録を出願する者は、自己の名称、住所、規則に定める条件に従う特別の電子送達宛先、商標の説明、並びにそれが識別しようとする商品及び/又はサービスの情報を含む願書を提出しなければならない。

第11条

第10条にいう特定の住所であって外国居住者により設定されるものは、裁判管轄権の確立、及び、当該商標の無効、損害賠償又は失効についての訴訟の通知、並びに、その他登録手続

に関連して実行すべき一切の通知をする上で、有効なものとする。

ただし、無効、損害賠償又は失効についての訴訟に関しては、裁判所は、被告の実際の住所を勘案して答弁書の提出及び異議申立の期間の延長を認容するものとする。

第 12 条

登録出願がなされたときは、施行当局は、方式要件の遵守を認定した場合は、出願を出願人の費用で商標公報に 1 日間公告する。

公告後 30 日以内に、工業所有権庁は出願商標の背景を調査しその登録性について決定する。

第 13 条

商標登録に対する異議は、第 12 条に規定の公告から 30 暦日以内に工業所有権庁に申し立てなければならない。

第 14 条

商標登録に対する異議申立は、申立人の名称、住所及び電子送達宛先並びに異議申立の合理的な理由を表示して、工業所有権庁に電子提出しなければならない。

第 15 条

出願人は、提起された異議申立及び出願に対する拒絶について通知を受けるものとする。

第 16 条

第 15 条に規定の異議申立の通知後 3 月以内に、異議申立の取下がなかった場合は、商標局は行政手続において効力を有する当該異議申立について決定するものとする。

(補注：工業所有権庁官報(B. 0.) 02/06/2018 の決定 No. 26/2018 は、本法の代替された第 16 条 ((a)を含む)) から生じる訴訟 (その年次満了日は国家工業所有権機関の決定 No. 001/2018 第 3 条にいう 3 月の期限—2018 年 1 月 12 日から同年 4 月 12 日—以内である) は、工業所有権庁により受理され、10 日以内に当該目的のために求められる方法と方式で裁判所へ送付される旨規定する。訴訟が提起されず又は行政手続がとられないときは、異議申立は、規定の手続に従って決定される。)

第 17 条

異議申立を決定する手続は、施行当局により規定される。施行当局は、異議申立人が異議申立理由を説明する可能性、出願人が異議申立に応答する権利及び双方当事者が証拠を提供する権利を少なくとも規定しなければならない。手続は、迅速性、単純性及び手続の経済性の原則を採用しなければならない。

異議申立についての商標局による決定は、決定通知後 30 就業日以内に連邦民事商事裁判所に直接上訴することができる。不服審判は、工業所有権庁に提出しなければならない。庁は規則に規定の条件に基づいて裁判所へ付託する。

第 18 条

商標の登録異議申立の事案であって、現在裁判所で手続中又は終結しているが、その結果が

通知されていないものについては、工業所有権庁は司法当局における状態を直接検証し相応に決定することができる。

第 19 条 [廃止]

第 20 条

登録の更新を求めるときは、第 10 条に規定の手續に従わなければならない。更に、当該商標を少くとも 1 個の分類について第 5 条にいう期間内に使用していたか否か又は商号として使用したか否かの宣誓供述書を提出し、併せて関係する商品、サービス又は営業活動を表示しなければならない。

登録又は更新を許可する決定があるときは、各証書を出願人に交付する。

第 21 条

第 17 条に該当するもの以外の理由で登録を拒絶する決定は、連邦民事商事裁判所に上訴することができる。手續は、通常の手続規則に基づいて遂行され、拒絶決定の通知後 30 就業日以内に提起されなければならない。

第 22 条

係属中又は登録された商標の記録は、公開され、自由に閲覧可能である。

第 3 章 権利の消滅

第 23 条

商標の所有権は、次の場合に該当するときは、消滅する。

- (a) 所有者の権利放棄
- (b) 登録の不更新による存続期間の満了、又は
- (c) 登録の無効又は満了の宣言

第 24 条

商標は、次の各場合に該当するときは、無効とする。

- (a) 本法の規定に違反するとき
- (b) 当事者が登録出願の際に当該商標が第三者に属していることを知っていたとき又は知っているべき立場にあったとき

(c) 商業的利用を目的として商標の登録を主な業務とする者による、商業的使用

工業所有権庁は、商標局を通じ、自発的に又は当事者の請求により (a) にいう商標の無効を行政手續で決定する。

商標の無効に関する決定は、決定の通知後 30 就業日以内に連邦民事商事審判所への直接の申請を通じてのみ審判請求することができ、当該請求は工業所有権庁宛てにする。

第 25 条

無効の訴訟を提起する権利は、10 年で時効により消滅する。

第 26 条

取消の申立に先立つ 5 年以内に商標が国内で使用されていない商品又はサービスに関しては、その一部についてであっても、工業所有権庁は、自発的に又は当事者の請求があれば、規則に従って商標の取消を宣言する。ただし、不使用が不可抗力の場合はその限りでない。

商標の取消に関する決定は、決定通知後 30 就業日以内に連邦民事商事審判所への直接の申立を通じてのみ審判請求することができ、当該審判請求は工業所有権庁宛てに提出するものとする。

指定分類又は指定された商品又はサービスについて使用されていない登録商標は、同一の商標が関連又は類似の商品を販売する又はサービスを提供するために使用されている場合には、たとえ、商品又はサービスが他の分類に包含されるものであっても又は前者に関連する活動の名称の一部であっても、取り消されない。

さらに、登録所有者は、商標登録の付与後 5 年目後、6 年目満了前に、その時までの商標の使用に関する宣誓供述書を提出しなければならない。

第 II 部 名称

第 27 条

利益を得る目的の有無を問わず、営業活動を表示する名称又は標識は、本法適用上の所有権を構成する。

第 28 条

名称の所有権は、使用により、かつ、それが使用される営業に関連してのみ取得することができる。もっとも同一営業において既に存在する名称と混同を起こすものであってはならない。

第 29 条

正当な利害関係人は、名称の使用に異議を申し立てることができる。

当該異議の訴を提起する権利は、第三者が当該名称の公然かつ明白な使用を開始した時又は原告がその使用を知った時から 1 年で時効により消滅する。

第 30 条

名称の所有権は、その名称により表示される営業活動が廃止されるときは、消滅するものとする。

第 III 部 違法行為

第 1 章 罰すべき行為及び関連する行為

第 31 条

次の何れかに該当する行為は、3 月から 2 年までの拘禁をもって罰せられ、4,000 ペソから 10 万ペソまでの罰金の可能性を併科される。

行政当局は、状況により、規定の罰金額を変更することができる。

- (a) 登録商標又は名称を偽造する又は不正に模倣する者
- (b) 偽造若しくは不正に模倣された登録商標若しくは名称を使用する者、又は第三者に属する登録商標若しくは名称を無断使用する者
- (c) 偽造若しくは不正に模倣された登録商標若しくは名称を売却申出又は売却する者、又は第三者に属する登録商標若しくは名称を無断で売却申出又は売却する者
- (d) 偽造又は不正に模倣された登録商標を付した商品又はサービスを販売申出、販売又は販売活動に供する者

第 32 条

刑事訴訟は、公開するものとし、刑法典第 1 巻の総則は、本法に適合する限り適用する。

第 33 条

刑事事件連邦裁判所は、刑事手続において処理すべき事件を審理する権限を有する。民事商事連邦裁判所は、通常の訴訟法に従い処理すべき事件を審理する権限を有する。

第 34 条

原告は、どの訴訟手続を選択したとしても、次の事項を求めることができる。

- (a) 侵害商標を付した商品その他の物件を差し押さえて売却すべきこと
- (b) 侵害商標及び名称が除去不可能であるときは、その商標及び名称並びにこれを付した一切の物件を廃棄すべきこと

裁判官は、犯則者が有罪の宣告を受け又は敗訴したときは、当事者の請求により、犯則者の費用で判決の公告を命じることができる。

第 35 条

商標又は商号の使用の中止を求めるため提起した民事訴訟において原告は、被告が当該使用を中止しない場合の保証を立てることを求めることができる。裁判官は、当事者双方の主張の様子から当該立保証額を設定し又は反対保証を立てることを求めることもできる。

当該保証が立てられない場合は、原告は、求められたときは、十分な保証を立てることにより、当該商標又は商号の使用の停止及び侵害物件の差押を求めることができる。

第 36 条

民事請求権は、侵害行為から 3 年又は商標所有者が侵害の事実を知った日から 1 年後に時効により消滅する。

第 37 条

第 31 条に規定の罰金及び第 34 条に規定の売却から生じた金銭は、一般歳入に計上するものとする。

第 2 章 予防措置

第 38 条

登録商標の所有者であって第 31 条に規定の侵害商標を付した物件の存在を知覚した者は、担当裁判官に対して、次の事項を求めることができる。

- (a) 当該物件の差押
- (b) 当該物件の目録及び詳細を作成すること
- (c) 侵害物件のうちの 1 個を押収すること

当該措置を取るべきことを、職権をもって命じる裁判官の権限を害することなく、裁判官は、原告が不正に差押を求めたとした場合に原告が責任を以て応答する力を欠くと認めるときは、原告に対して十分な保証を立てるべきことを命じることができる。

第 39 条

侵害物件を所持する者は、次の事項に関する証拠及び情報を提出しなければならない。

- (a) 送り状又は売渡証を呈示し、かつ、当該人に当該物件を販売した者又は当該人のため当該物件を入手した者の名称及び宛先、並びにこれらの行為の行われた日付
- (b) 送り状又は売渡証を呈示し、かつ、製造又は販売に係る単位数及びその価格
- (c) 当該人が侵害物件を販売又は引き渡した者を認識することができる事項

前段の一切の事項は、第 38 条に規定の措置を遂行する際に作成すべき調書に記入する。

本条にいう情報を提供しないとき又は侵害物件の営業上の証明書として役立つ文書が欠落しているときは、当該物件を所持する者が偽造行為又は不正な模倣行為に関与したとの推定を生じる。当該情報は、利害関係人の申立又は裁判官の要請により、法廷において拡張し又は補完することができ、裁判官は、利害関係人に対して一定の期間内その趣旨の要請をすることができる。

第 40 条

登録商標の所有者は、類似又は違法に使用された商標について、何らの罪も犯されなかったとしても、第 38 条に規定の予防措置を求めることができる。差押に続く 15 就業日以内に相応する訴訟を提起しなかったときは、当該差押は差押物件の所有者の請求によって取り消すことができる。

第 41 条

広告スローガンから構成される登録商標の所有者は、第 38 条に規定の措置を侵害スローガンを付した物件についてのみ適用するよう申し立てることができる。

第 IV 部 本法施行当局

第 42 条

本法の施行権限を有する官庁は、経済省産業開発局の管轄下にある工業所有権庁とし、同機関は、商標の付与につき決定する。

第 43 条

工業所有権庁は、提出の順序に従い登録出願及び更新請求を記録する。このため同機関は、産業開発局が公印を付した頁付け帳簿を備える。この帳簿に、出願日時、出願番号、出願商標、出願人の名称及び宛先、並びに保護すべき商品又はサービスを記入する。

第 44 条

登録証は、商標付与決定書の認証謄本に商標見本を添付したものから成り、工業所有権庁の商標局長の署名を付すものとする。

第 45 条

商標の登録、更新、再分類、移転、放棄、拒絶、自発的取消又は裁判所命令による権利消滅、及び登録者の名称の変更は、工業所有権庁で公告する。

第 46 条

商標の手續遂行に関する行政手續の保全は、政令 No. 1, 131/16 又は将来それを代替又は改正する政令に従ってなされなければならない。

第 47 条

工業所有権庁は、施行当局としての機能として、商標登録手續に関して、それを容易にするすべての事項において、本法の補則を交付し、廃止された要件を削除し、登録手續を迅速化かつ単純化する権限を有する。

この目的のために、庁は、とりわけ、本法第 I 部の第 2 章に規定されている手續を改正し、出願の審査を絶対的禁止事由又は公序良俗に関する禁止事由について限定し、第三者による申請の審査を当該限定審査の次に位置付け、商標付与後の第三者による異議申立の公告を定め、庁が受ける異議申立の事案において権原の有効性を庁の決定に従わせることを条件とし、かつ商標付与時には未知の潜在的優先権に鑑みパリ条約の優先権期間の満了に従わせることを条件とすることができる。

第 V 部 経過規定及び廃止規定

第 48 条

本法の施行日前に登録された商標であってその存続期間が当該施行日から 6 月後に満了するものは、規則で定める分類によりその更新時に、又は当該所有者の請求によりその更新前に、再分類するものとする。

第 49 条

本法は、官報による公告に続く 30 日目に施行する。

第 50 条

本法に基づく規則は、本法の公布日後 60 日以内に発効する。

第 51 条

法律 No. 3975 及び法律 No. 17, 400, 命令 No. 12, 025/57 第 2 条, 第 3 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 7 条及び第 8 条, 盾形紋章及び旗章に関する 1915 年 11 月 3 日命令, 並びに命令 No. 126, 065/38, 命令 No. 21, 533/39 及び命令 No. 25, 812/45 は、ここに廃止する。

第 52 条

本法の条文は、国家公式登録機関に通達、公開、伝達し、公文書とする。